

令和 5 年

第 1 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 5 年 1 月 1 0 日

前橋市農業委員会

令和5年 第1回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和5年1月10日午後2時05分
- ・閉会日時 令和5年1月10日午後3時37分
- ・開催場所 市庁舎11階南会議室

・出席委員（24人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・事務局出席者

局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 深澤 直純	副主幹 佐藤 信一
副主幹 望月 優至	副主幹 福田 邦夫	主任 寺田 恵美	主事 柴野 雄介
嘱託員 古市 直子			

・付議事件

- （1）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第2号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（4条）
- （3）議案第3号 農地一時転用許可延長願いについて（4条）
- （4）議案第4号 農地一時転用許可延長願いについて（5条）
- （5）議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （6）議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （7）議案第7号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地転用等の意見聴取の結果について

井草局長補佐	それでは、総会に入りたいと思います。本日、事務局長が不在のため、井草が進行を務めさせていただきます。これより令和5年第1回農業委員会総会を開催いたします。 開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。
深町会長	◇（挨拶）
井草局長補佐	続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者、及び遅刻の通告者はありません。従いまして在任委員24人、全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。 なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は、随時、受付をさせていただきますことをご了承ください。 ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よりしくお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和5年第1回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。7番坂本 忠委員、8番 横室 辰雄委員にお願いいたします。 それでは、早速、議事に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から23番の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。
寺田主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明） 以上、1番、2番、7番から16番、18番から23番の申請につきましては、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いいたします。 質問はございませんか。 私の方から、一つ質問してもよろしいですか。整理番号13番の代物弁済という部分ですが、これは物で返すという意味だと思いましたが、これは米などが該当するかと思いましたが、具体的なことは分かりますか。
寺田主任	資料を間違えていて、申し訳ございません。「代物返済価格」が正しいので、訂正させていただきます。この内容については、具体的なお話は聞いていませんので、申し訳ありませんが、確認が必要であれば、こちらで確認させていただきます。
議 長	10年間でこの金額になるのですか。
寺田主任	書類上は、代物弁済価格がこの金額ということが書いてあります。申請理由として「譲受人からの借入金の返済が困難なため、代わりに代物弁済により申請地を引き取ってくださいとの申出がありました」と書いてあります。お金の代わりに、という申請になります。
議 長	分かりました。ありがとうございます。
17番委員	17番です。整理番号16番の金額が極端に安いのですが、このような金額は聞いたことがありません。無料というのは聞いたことがありますが、この金額の意図というのは、申請の際に何か要件などありましたか。
寺田主任	こちらは申請のときに代理人の方からお話を聞いています。この金額につきましては、ここはどうにもならない土地だということで、危険区域、ハザードマップもレベル2に該当することでした。また、贈与ではないということは、はっきりおっしゃっていました。この金額でいきたいという意向のもと、申請していただいています。
17番委員	農業委員会の範疇を超えてしまうと思いますが、この金額だと贈与税がかかるとか、かからないとか、どうなのでしょう。
深澤係長	こちらは贈与ではないということですが、適正価格かどうか、焦点になってきます。適正な価格であれば、売買が認められるのですが、税金を逃れようとして、安くするというのは認

	められないので、今回の申請の中で、贈与ではなく売買で間違いない、もしそのようなことがあっても大丈夫だ、ということを確認した上で、申請を受けております。その土地の状況によって、使い勝手の悪い場所なのか、良く野菜ができる場所なのか、などで変わってくると思います。事務局では税金のことについては分かりかねる部分です。
17番委員 深澤係長	細かい話ですが、贈与税がかかるか、かからないかの判断はどこがしているのですか。税務署だと思います。
17番委員 議長	分かりました。 評価額というのがあると思いますが、それ以下だと税務署が調査するようです。そこまでし か言えませんが。
17番委員 5番委員	ありがとうございます。 整理番号20番から22番の譲受人の年齢が82歳で、伊勢崎市の方ですが、今回の申請地 に通って耕作し、規模拡大をされるということですが、どのような農業経営をなさって、今後、 これが持続可能なのか、知りたいと思いました。
寺田主任	こちらの譲受人の方ですが、お住まいは伊勢崎市ですが、この方の持っている農地は全て前 橋市にあります。おそらく前橋市を中心に農業をされている方だと思います。この方は伊勢 崎市には農地を持っていません。 ※複数の委員から「元気にやっている」「全然、問題ない」「一生懸命やっている」との声あ り
議長 5番委員 議長	近隣の委員の方々が実態を見ていらっしゃるようですね。承知してください。 分かりました。 他、どうでしょうか。他にないようですので、採決をしたいと思います。
	整理番号3番から6番、17番は5条申請との関連があるため、後に一括して審議を行いま す。整理番号1番から2番、7番から16番、18番から23番を許可とすることに賛成の方 の挙手を求めます。
議長	◇(挙手) 全員賛成でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理 番号3番から6番、17番は5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、 整理番号1番から2番、7番から16番、18番から23番を許可とすることに決定いたしま す。
望月副主幹 議長	次に、議案第2号 農地法の規定による許可申請の取下げ4条許可について、整理番号1番 の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。 ◇(議案書・順次、整理番号、取下理由、転用目的等を朗読、説明) 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願い いたします。
議長	◇(意見、質問等なし) ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
議長	◇(挙手) 全員賛成でありますので、議案第2号 農地法の規定による許可申請の取下げ4条許可につ いては、整理番号1番を承認することに決定いたします。
望月副主幹 議長	次に、議案第3号 農地一時転用許可期限延長願第4条許可について、整理番号1番から 2番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。 ◇(議案書・順次、整理番号、延長期限、転用目的等を朗読、説明) 事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いい たします。
議長	◇(意見、質問等なし) ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 3 号 農地一時転用許可期限延長願い第 4 条許可については、整理番号 1 番から 2 番を承認することに決定いたします。
佐藤副主幹 議 長	次に、議案第 4 号 農地一時転用許可期限延長願い第 5 条許可について、整理番号 1 番から 2 番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書・順次、整理番号、延長期限、転用目的等を朗読、説明） 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ないようでしたら、採決をしたいと思います。よろしいですか。それでは採決をいたします。 整理番号 1 番から 2 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 4 号 農地一時転用許可期限延長願い第 5 条許可については、整理番号 1 番から 2 番を承認することに決定いたします。 次に、議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 3 番については、先の審議で取下げが承認されたため、整理番号 1 番から 2 番、4 番から 6 番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
望月副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号 1 番、2 番、4 番から 6 番の申請については、農地法第 4 条第 6 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
1 6 番委員	1 6 番です。整理番号 5 番、6 番ですが、先ほど、資料に現地・面接調査があると書いてあった気がしましたが、現地・面接調査をしたのでしょうか。
8 番委員 （2 班班長）	今回、これについては現地・面接調査はしていません。
1 6 番委員 深澤係長	9 ページに書いてあるのは、前回ということですか。 事務局から説明させていただきます。こちらには、第 1 回目の申請のときの内容が出ています。その内容で延長するということです。本来ならば、その部分を削るべきでしたが、漏れていました。今回は現地・面接調査は行っておりません。
1 6 番委員 深澤係長	ちなみに、下の営農状況は確認してあるということで、よろしいですか。 下の営農状況については、毎年 2 月に報告していただく中で、管理は適正にされていて、果樹とミョウガを栽培するということです。
1 6 番委員 議 長	分かりました。 他、いかがでしょうか。他になれば、採決をしたいと思います。 整理番号 1 番から 2 番、4 番から 6 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番から 2 番、4 番から 6 番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 3 3 番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号 1 番から 2 9 番、3 3 番の申請については、農地法第 5 条第 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号 2 番から 4 番、1 1 番については、現地・面接調査を実施していますので、

8 番委員
(2 班班長)

調査班長の報告をお願いいたします。

それでは、調査班の報告させていただきます。整理番号 5 条の 2 番。現地・面接調査案内図 1 ページから 6 ページをご覧ください。申請地は市立市民体育館の南西約 180m に位置し、西側と東側は公衆用道路、南側と北側は住宅に囲まれた申請地のみの農地が存在する第 2 種農地です。面接には申請法人の理事長と代理人である行政書士と、その担当者の 3 名で来られました。申請事由は、現在、申請地の北側 50m くらい離れたところに新しい園舎を建築中で、新年度からの運営を目指しており、職員や保護者が送迎に使う露天駐車場が必要なため申請します、とのことです。申請法人の主な事業は、前橋市と高崎市で 3 つの認定こども園を運営しています。建設中の園は園児数 185 名、職員は 50 名ほどでの運営になるそうです。申請地の駐車場は 70 台で、職員の駐車場と、朝晩の送迎の混雑時の駐車場として利用するほか、イベント等があるときには、詰込みで 120 台ほど駐車するとのことです。土地造成については、転圧、碎石を入れて整地するとのこと。周辺連接地には農地はないので、特に被害防除対策は考えていないそうです。また、雨水処理は自然浸透とのことです。境界については確認が取れているそうです。以上のことから、調査班としては駐車場の必要性が確認できたことから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号 5 条の 3 番。現地・面接調査案内図 7 ページから 19 ページをご覧ください。面接には会社の代表と、代理人である行政書士の 2 名で来られました。申請事由は、当社は土木建築業を営んでおり、現在の資材置場が満杯になってしまったため、既存の資材置場に近い申請地を取得し、露天資材置場用地として利用したく申請します、とのことです。事業概要としては、公共事業などで、従業員数 10 名、年間売上は約 2 億 5,000 万円とのことです。申請地には、現場事務所、コンクリートブロック、ポリパイプなど、工事に必要な資材を置く予定とのことです。埋め土の土量は、平均 4m かさ上げる予定で、約 4,000m³ ほど入るとのことです。公共工事に出る残土などを使いながら、埋め土をする予定だそうです。埋め土については、約 3 年以内に終わらせる決まりがあるため、3 年以内に終了する予定とのことです。境界確定は済んでいるそうです。水路については市と協議中とのことで、雨水処理は自然浸透。外灯については東側に 2 つ付ける予定で、周囲に 1.2m から 1.5m くらいのフェンスを設置する予定だそうです。整備が終了したのちは、借地の既存資材置場等は土地所有者に返却予定です。以上のことから、調査班としては、資材置場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号 5 条の 4 番。現地・面接調査案内図 20 ページから 27 ページをご覧ください。申請地は前橋市立原小学校から南東約 1.2km に位置し、北側と東側と西側は道路です。南側は田と雑種地に囲まれた用途地域内に位置する第 3 種農地です。面接には代理人である行政書士の方が 1 名で来られました。申請法人は西東京市に本社を置き、主に建売分譲住宅の販売を行っています。県内は高崎市、伊勢崎市に営業所があり、県内に多くの販売実績があるそうです。申請地は静かな環境であり、住宅地として適当であるため、建売住宅を新築したく申請します、とのことです。会社の概要は、全国 114 の営業所を持ち、社員は 1,600 人とのことです。年間販売戸数は、高崎市と伊勢崎市の営業所全体で年間 200 戸ほどを販売し、前橋市では富士見町田島で 10 区画整備し、完売。その後、富士見町時沢で 10 区画整備し、8 区画予約済みだそうです。今回の申請地の販売価格は、1 区画 1,800 万円から 2,000 万円くらいを予定しているそうです。施工は直営で、完成は令和 5 年 7 月を予定しているそうです。雨水は計画区域内の側溝から西側の水路へ放流する予定。また、北側に素掘りの水路がありますが、U 字溝で整備するそうです。隣接地との境界は、周囲にブロック擁壁を設置し、区画間の擁壁は、購入者の要望により設置するそうです。以上のことから、調査班としては、被害防除対策が取られ、施工実績も認められることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号 5 条の 11 番。現地・面接調査案内図 28 ページから 34 ページをご覧ください。申請地は、あいのやまの湯から北に約 1.5km、西側と北側は道路、南側は畑と宅地、東側は畑に囲まれた土地改良事業を実施した農地の広がる第 1 種農地です。第 1 種農地は原則として転用できませんが、例外規定の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域におい

て居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。また、申請法人の代表者が北西近接地に居住しています。面接には代理人である行政書士の方が1名で来られました。申請事由は、現在、産業廃棄物収集運搬業を営んでおり、事業を拡大するため、資材置場を確保する必要に迫られています。現在は資材、車両を会社の敷地と隣接の代表者の妹夫婦の居住場所に置いています。危険も伴うため、申請地を資材置場及び駐車場として使用したいということです。現在、従業員としては2名とパートが1名です。今後、事業拡大も計画しています。申請地にはコンテナ、ユンボ、フォークリフト、トラックなどを置く予定だということです。土地造成は残土を入れ、砕石を入れ、整地して使用すること。境界は確定しているとのこと。雨水処理については自然浸透とのこと。外灯、フェンスについては、今のところ、設置する予定はないそうです。以上のことから、調査班としては資材置場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

私の方から一つ良いですか。整理番号29番の案件です。4筆計で721㎡ということですが、これは一般住宅と記載されていますが、自営業とありましたので、併設して何か造る計画はありますか。それとも特例ということですか。お願いします。

望月副主幹 今回の申請地周辺も含めて、今まで第一期、第二期、第三期と、何回かのブロックに分かれて申請が出てきている状況です。市街化調整区域ですので、敷地延長の間口が通常は2mあれば建築確認がおりるのですが、4mの間口が必要ということです。通常、一般住宅では500㎡くらいの面積が多いと思いますが、この場所が悪いことで、また、敷地延長が4m幅を確保せざるを得ないということで、その部分を含めて、721㎡の今回の申請と聞いております。以上です。

深澤係長 とても見づらいと思いますが、こちらをご覧ください。ここが住宅を建てる申請地ですが、接道がこちらになります。

望月副主幹 先ほど言った第一期、第二期、第三期は、こちらのA、B、Cになります。道路付けがどうしてもここしかないということで、間口が4m幅なので、面積も必然的に取られてしまうということになります。

議 長 それから、現地・面接調査案内図の中に1件、「高崎市農業委員会会長あて」がありますが、前橋市で審議して良いのかどうか。以上です。

他の方、何かございますか。

4番委員 4番です。整理番号8番、9番、10番についてです。8番と10番を申請した会社と、9番を申請した会社の住所が同じような住所で、以前もあった気がしますが、どのような会社なのか、少し気になりました。

佐藤副主幹 この会社は、以前も太陽光発電で同じような場所で申請をしています。系列の会社になると思います。会社の名前が違っているということですが、系列の会社で、事業としては同じ太陽光発電を中心に展開しています。

4番委員 会社を分けている理由はあるのですか。

深澤係長 お答えします。低圧で50kw未満の小さい太陽光発電施設を造りたいということで、IDを取っているのですが、最高圧力とすると49.5kwの太陽光発電施設を造ります。あくまで49.5kwまでしか売れません。経営の中で、適正な規模を決めて、発電施設を造っていくということになります。さらに、今は同じ会社が隣同士の土地で、太陽光発電施設を造れないことになっているので、別々の会社で申請していることもあります。土地が一つ空いていれば、同じ会社でも可能ですが、くっついている場所ではIDがありません。実際には系列会社ですが、会社としては別で、経営も別です。

4番委員 分かりました。

議 長 なければ、採決をしますけれども、よろしいですか。それでは、採決をしたいと思います。

整理番号30番から32番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行います。整

	理番号1番から29番、33番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号30番から32番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から29番、33番を許可とすることに決定いたします。 ここで、総会開始から1時間ほど経ち、T e a m s が切れると思いますので、暫時、休憩ということになります。 （※暫時、休憩）
議 長	それでは、再開させていただきます。 先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号3番から6番、17番、農地法第5条の整理番号30番から32番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。
寺田主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明） 以上、3番から6番、17番の申請につきましては、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明） 以上、整理番号30番から32番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
8 番委員 （2 班班長）	それでは、報告いたします。整理番号3条の3番、4番、整理番号5条の30番を①とし、整理番号3条の5番、6番、整理番号5条の31番を②として、2申請をあわせて報告します。現地・面接調査案内図35ページから77ページをご覧ください。①は大室公園北駐車場から東北東約600m、②は粕川温泉元気ランドから南約850mに位置する農用地区域内農地です。面接には申請人本人が1名で来られました。申請事由として、は支柱を立てて営農を継続する営農型太陽光発電施設を設置したく申請します、とのことでした。下部農地では①でタマネギ、②でカキを栽培する計画だそうです。他に太陽光発電施設を20か所経営し、50kw未満の低圧のものです。申請施設の概要は、①については賃貸借とのこと。発電量は98kw、パネル260枚、売電価格27円、年間売上額は280万円、設置費用は800万円とのこと。②は土地については売買だそうです。発電量は91.6kw、パネル枚数は244枚、売電価格18円、年間売上額は180万円、設置費用は800万円とのこと。維持管理は申請者本人が資格を持っているので、自分で管理するとのこと。①のタマネギはJA、市場へ出荷予定で、売上は50万円程度の予定だそうです。②にはカキを3種類から4種類、約42本植え、販売は7年後になる予定だそうです。下部の農作物に関しても、本人と妻、パート1名で運営するそうです。農業機械はトラクター1台、管理機1台、軽トラックを所有。周辺農地所有者への説明はしてあるそうです。以上のことから、調査班としては被害防除対策が取られていることや、転用後の確実性、実行性が確認できたことから、許可相当と判断しました。 整理番号3条の17番、整理番号5条の32番です。現地・面接調査案内図78ページから96ページをご覧ください。申請地は、上毛電気鉄道新屋駅から西約200mに位置する農振農用地域内にある農地です。申請事由は、当社は高崎市内で営農型太陽光発電を営んでおり、この度、代表者の父の所有する農地に営農型太陽光発電施設を運営したく申請します、とのこと。面接には譲渡人1名で来られました。他の太陽光発電施設は2か所持っているそうです。発電量としては85.86kw、パネル枚数324枚、売電単価18円、年間売上170万円だそうです。設置費用は1,500万円かかるそうです。維持管理は伊勢崎市のフォルティア株式会社が専属で行います。下部農地には主にショウガとサトイモを栽培するそうですが、ショウガについては栃木県佐野市の株式会社シオダ食品が買い取りをするそうです。株式会社シオダ食品という会社は、「岩下の新生姜」等を製造している岩下食品株式会社と関連のある会社だそうです。ショウガは日陰でも生育に支障はないとのことで、10aあたり1,6

	00kgを見込んでいるそうです。営農者は申請人の父が専業で農業経営をしていることから、農業機械はトラクター、管理機、軽トラックを保有しているそうです。設置後のトラブル回避のため、周辺農地所有者へは、十分、説明はしてあるとのことでした。以上のことから、調査班としては、確実性、実行性が確認できたことから、許可相当と判断しました。以上です。
議 長	以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
4 番委員	整理番号5条の30番、31番についてと、32番の両方なのですが、耕作する方の住所が申請地から、随分、離れているのですが、農業機械の保管場所はどのようになっていますか。それから、既存の営農型太陽光発電施設が他にあるとのことですが、今回の申請地の近くなのでしょうか。
議 長	事務局、いかがでしょうか。
佐藤副主幹	整理番号5条の30番、31番については、同じく粕川町で営農型太陽光を何か所かやっています。
4 番委員	実績があるということですか。
佐藤副主幹	はい、そうです。整理番号5条の32番については、高崎市の方で太陽光発電をやっていると聞いております。こちらは、今、譲渡人が所有している所で、農家の方は地元で手広くやっているという話でした。
4 番委員	整理番号5条の32番の方は、今、申請地の辺りには農地はないわけですね。住んでいる所から通うということですね。
佐藤副主幹	前橋市では営農型太陽光は初めてです。農地は農地法3条で、少し前に取得しています。住んでいる所から通ってやるという話です。
議 長	どうですか。よろしいですか。
4 番委員	はい。
議 長	他に何かございますか。
16 番委員	16番です。整理番号5条の30番、31番の方ですが、現地・面接調査案内図の63ページの「農業経営面積等」の欄に、農地を貸していると記載されていますが、自分で耕作しないで、貸している状態で、農地を借りたり、買ったりできるのですか。数字を見ると、かなりの面積を貸していることになっています。
議 長	事務局、お願いします。
深澤係長	この場で確かではないのですが、農地を借りているので、貸付を受けているという内容だと思います。自分が所有をしている他に、賃貸借や使用貸借で借りている土地がありますので、もしかしたら、貸付を受けている土地として、経営面積に入れているということだと思います。
16 番委員	数字が見づらいのですが、これだと総面積が300haですよね。
深澤係長	お答えします。田の方は、14.11aで間違いないと思います。畑の方は㎡で、農地台帳の数字をそのまま入っていて、単位が違っているのだと思います。大変、失礼しました。
16 番委員	そうすると、3町ですか。
深澤係長	そうですね。3haですね。
16 番委員	その中の1haは自分が借りている土地ですよ、ということですか。
深澤係長	そうですね。借りている土地です。
16 番委員	貸しているのとは違いますね。
深澤係長	はい、貸しているのとは違います。
16 番委員	分かりました。
深澤係長	失礼しました。確認不足でした。
16 番委員	ついでに、もう一つですが、この方は家を借りているように思われますが、農機具等はどうのように管理しているのでしょうか。
深澤係長	お答えします。今回、この方が機械を持っていることは確認していますが、どこに保管してあるかは確認しておりません。ただ、この方が前橋市で初めて営農型太陽光を始めたときは、機械の保管場所は確認していますが、申し訳ありませんが、今回との整合性は確認できていま

1 6 番委員
深澤係長
1 4 番委員

せん。機械を持っていて、保管場所があるという話は伺っていますが、どこなのかは、今、ここでは分かりません。

分かりました。機械があることは確認がとれていますね。

はい、確認がとれています。

1 4 番です。今回の調査班の一人です。この方は2年前、私が班長だったときにも、営農型太陽光をやります、ということで申請があり、そのときにもカキを太陽光のところに植えて行きます、という話でした。私の記憶が、そのとき、おぼろだったのですが、やはり、通うのに農機具などはどうするのですか、と聞いたら、確か、粕川町のどこかの地内に農機具小屋のようなものがあります、というようなお答えだったように記憶しています。調査班としては悩んだところでした。カキを植えるということに関して、移動する最中に、前回の農地を見たところ、カキの木も、まだ、一本棒くらいな感じで、実がなるまで時間がかかるように見えました。今回、4 2本植えるということですが、前回の圃場を見たところ、十数本でしょうか、一列に3本くらいでした。本人曰く、ちゃんと植えたけれども、枯れたものもあるということでした。どうして枯れたのですか、と聞いたところ、苗木が悪かったとか何とか、というような受け答えでした。とにかく、どうしましょうか、という話になったのですが、調査班としては、班長のおっしゃるとおりに、一生懸命やります、ということで、許可相当とした次第です。今回が初めてではなく、2年前にも、1回このような案件が出て、許可がおりています。以上です。

議 長

何か、まだ他にも意見がありそうですが、いかがでしょうか。暫時、休憩にします。

(※暫時、休憩)

議 長
深澤係長

再開をさせていただきます。他になれば、採決いたします。よろしいですか。

すみません。事務局です。先ほど、議長から、現地・面接調査案内図7 8ページの宛先が「高崎市農業委員会」になっているという話がありましたが、確かに、こちらは間違っています。こちらにつきましては、訂正をした上で、申請を正しくしたいと思いますので、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、採決をしたいと思います。

農地法第3条の整理番号3番から6番、1 7番、農地法第5条の整理番号3 0番から3 2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長

賛成多数でありますので、農地法第3条の整理番号3番から6番、1 7番、農地法第5条の整理番号3 0番から3 2番を許可とすることに決定いたします。

続いて、議案第7号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

柴野主事

◇ (議案書の朗読、説明)

議 長

事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇ (意見・質問等なし)

議 長

特にないようですので、採決をしたいと思います。

議案第7号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第7号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、2 5ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

(1) 法第4条の届出書の受理状況	1 件
(2) 法第5条の届出書の受理状況	1 4 件
(3) 法第1 8条第6項の規定による通知書の交付状況	1 6 件
(4) 現況証明交付状況	6 件

報告事項（５）は、１２月総会において許可とした、法第５条の農地転用２件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会とさせていただきます。

（閉会午後３時３７分）
